



平成 23 年 5 月 9 日

各 位

会社名 株式会社 菱 食
代表者名 代表取締役社長 中野 勘治
(コード：7451、東証第一部)
問合せ先 社長室長 瀬野 泰司
(TEL. 03-3767-5204)

商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 9 日開催の取締役会において、同年 6 月 29 日開催予定の第 87 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されること及び同年 2 月 18 日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することを条件として、商号変更について決議するとともに、「定款一部変更の件」を同総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号の変更

(1) 変更の理由

平成 23 年 2 月 18 日付「三菱商事の食品中間流通事業子会社の経営統合に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、三菱商事株式会社の子会社である明治屋商事株式会社、株式会社サンエス、及び株式会社フードサービスネットワークと経営統合いたします。

今後の「食」をめぐる事業環境において、「食料の安定供給」、「国内市場の縮小とライフスタイルの変化」、及びグローバルな視点からの「世界市場の拡大」、「食料不足」は、対応すべき特に大きく長期的な課題と認識しております。

本商号変更には、「食」に対する統合会社の決意と使命感が込められております。

- ① 国民の重要な生活基盤である「食」の安定供給を守り、日本の「食」を総合的に支える中核企業になることを目指します。
- ② 生産から消費に至るまでの、「食」を巡るバリューチェーン全体の強化・再構築を進め、「食」を取巻く課題の解決を図ることを目指します。
- ③ 三菱グループが持つグローバルネットワークや幅広い事業領域との有機的な連携により、広い視野に立脚した新たな事業開拓を目指します。

統合会社は、当該 4 社の経営資源を結集し、三菱グループの一員として、豊かな社会の実現に貢献していくことを目指してまいります。

(2) 新商号

三菱食品株式会社
(英文名 Mitsubishi Shokuhin Co., Ltd.)

(3) 変更日

本商号変更を含む「定款一部変更の件」が平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会において承認され、同年 2 月 18 日に締結された株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することを条件として、当該株式交換の効力発生日(平成 23 年 7 月 1 日(予定))に効力が生じるものといたします。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

① 当社と明治屋商事株式会社、株式会社サンエス及び株式会社フードサービスネットワークは平成23年7月1日に株式交換による経営統合を実施する予定であります。これに伴い、現行定款第1条に記載された商号の変更を行うとともに、現行定款第2条に記載された事業目的の追加・変更を行うものであります。

本変更につきましては、平成23年2月18日付株式交換契約に基づく株式交換の効力発生を条件として、その効力発生日である平成23年7月1日に効力を生じる旨の附則を設けるものであります。

② 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）に規定している取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社菱食</u>と称し、英文では <u>RYOSHOKU LIMITED</u>と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>三菱食品株式会社</u>と称し、英文では <u>Mitsubishi Shokuhin Co., Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 加工食品、冷凍食品、農畜産水産物類、酒類、清涼飲料、果実飲料、調味料、乳製品、菓子類、飼料、ペットフード等の食品の販売、輸出入 (2) 農畜産水産物類、冷凍食品、清涼飲料、果実飲料の製造、加工 (3) 日用雑貨、包装資材、化粧品、プリペイドカード、書籍、文房具、玩具、家庭用電気製品、健康器具、厨房用機器、医薬品及び医薬部外品の販売 (4) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供 (5) 情報処理サービス業、コンピュータのシステム設計・指導業務、コンピュータソフトウェアの企画・開発及び販売 (6) 食品陳列機器、自動販売機、事務用機器、コンピュータ及び周辺機器の販売並びに賃貸 (7) 前各号に掲げるものの問屋業、仲立業、代理業 (8) 物流システムの開発に関する業務 (9) 倉庫業 (10) 貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業 (11) 損害保険代理業及びトレーディング・スタンプの販売の代理 (12) 不動産の所有、管理、売買、賃貸借及び仲介</p>	<p>(目的) 第2条 (現行のとおり) (1) 加工食品、冷凍食品、<u>チルド食品</u>、農畜産水産物類、酒類、清涼飲料、果実飲料、調味料、<u>油脂</u>、乳製品、菓子類等の食品及び<u>飼料、ペットフード</u>の販売、輸出入 (2) } (3) } (4) } (5) } (現行のとおり) (6) } (7) } (8) } (9) <u>倉庫業、荷役・梱包業</u> (10) <u>貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業</u> (11) } (12) } (現行のとおり)</p>

現 行	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(13)前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(13)車両運搬具その他輸送及び荷役用機械・器具の<u>販売、賃貸、修理、整備</u></p> <p>(14)石油製品販売業</p> <p>(15)前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条(商号)及び第2条(目的)の規定の変更は、平成23年2月18日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することを条件として、その効力発生日である平成23年7月1日からその効力を生じる。</u></p> <p><u>なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

第 87 回定時株主総会開催日	平成 23 年 6 月 29 日 (水) (予定)
株式交換の予定日 (効力発生日)	平成 23 年 7 月 1 日 (金) (予定)

以上